

大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年大磯町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改め、同条に次の10項を加える。

- 2 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。
- 3 団員は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認める際は、警戒に支障を来す行為をしてはならない。
- 4 団員は、消防長又は消防署長の許可を得ないで本町以外の災害現場に出動してはならない。ただし、出動の際は管轄区域内であると認められたにもかかわらず現場に近づくに従ってこれが管轄区域外と判明したときは、この限りでない。
- 5 団員は、住民に対し、常に災害の予防及び警戒心の喚起に努めること。
- 6 団員は、規律を厳守して、上長の指揮命令の下に上下一体となって事に当たること。
- 7 団員は、上下同僚の間、相互に敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くして常に言行を慎むこと。
- 8 団員は、職務に関し、金品の寄贈若しくは供応接待を受け、又はこれを請求する等の行為をしないこと。
- 9 消防団又は団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。
- 10 消防団又は団員の名義をもって、みだりに寄附金を募り、営利行為をなし、又は義務の負担となるような行為をしないこと。
- 11 団員は、機械器具その他消防団の設備資材は、職務のほかこれをしないこと。

第12条中「団員には、別表第1に定める報酬を支給する」を「団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。
- 3 団員が災害に出動し、職務に従事する場合には、別表第2に定める出動報酬を支給する。

第13条第1項中「水火災、警戒」を「警戒」に、「別表第2」を「別表第3」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（委任）

第17条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、規則で定める。

別表第1 班長の項中「35,500円」を「37,000円」に改め、同表団員の項中「33,000円」を「36,500円」に改める。

別表第2 災害出動の項を削り、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第12条関係）

| 区 分 | 支給単位 | 金 額 |
|------|-------|--------|
| 災害出動 | 3時間未満 | 4,000円 |
| | 3時間以上 | 8,000円 |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月14日提出

大磯町長 中 崎 久 雄